

平成 30 年 3 月 30 日

保険局高齢者医療課

課長 補佐 鳥崎 (内線 3197)

企画法令係長 相原 (内線 3154)

社会保障専門調査員 本間 (内線 3198)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

後期高齢者医療制度の平成 30・31 年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の平成 30・31 年度の保険料率について、3 月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたので公表します。

平成 30・31 年度の全国平均の被保険者均等割額は年額 45,116 円、所得割率は 8.81%で、いずれも平成 28・29 年度から減少します。

平成 30・31 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額 5,857 円となる見込みです（平成 28・29 年度の 5,785 円から 72 円（1.2%）増加）。

- ・ 被保険者均等割額（年額）：45,116 円（平成 28・29 年度 45,289 円）
（月額）：3,760 円（平成 28・29 年度 3,774 円）
- ・ 所得割率：8.81%（平成 28・29 年度 9.09%）
- ・ 平均保険料額（年額）：70,283 円（平成 28・29 年度 69,424 円）
（月額）：5,857 円（平成 28・29 年度 5,785 円）

<参考> 被保険者一人当たり平均保険料額（月額）の推移

平成 20・21 年度	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度 見込み
5,283 円	5,249 円	5,569 円	5,632 円	5,785 円	5,857 円
(対前回実績値)	(-34 円/-0.6%)	(+320 円/+6.1%)	(+63 円/+1.1%)	(+153 円/+2.7%)	(+72 円/+1.2%)

※平成 20・21 年度から平成 28・29 年度までは「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出した実績値

後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり 平均保険料額（月額）							年金収入別の保険料額の例（月額）	
	28・29年度		30・31年度		20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・31年度（見込）		基礎年金受給者 （年金収入78万円）	厚生年金受給者 標準的な年金額 （年金収入188万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	対28・29年度増減 （円 / ⅴ ⅵ）	30・31年度 保険料額 （円）	30・31年度 保険料額 （円）
全国	45,289	9.09	45,116	8.81	5,283	5,249	5,569	5,632	5,785	5,857	+72 / +1.2	376	4,449
北海道	49,809	10.51	50,205	10.59	5,323	5,415	5,610	5,483	5,353	5,471	+118 / +2.2	417	5,175
青森県	40,514	7.41	40,514	7.41	3,433	3,322	3,331	3,195	3,304	3,475	+171 / +5.2	333	3,842
岩手県	38,000	7.36	38,000	7.36	3,260	3,147	3,142	3,310	3,403	3,603	+200 / +5.9	317	3,725
宮城県	42,480	8.54	41,400	8.02	4,445	4,435	4,742	4,910	4,987	4,967	-20 / -0.4	342	4,058
秋田県	39,710	8.07	39,710	8.07	3,168	3,101	3,319	3,130	3,193	3,271	+78 / +2.4	325	4,008
山形県	41,700	8.58	41,100	8.01	3,291	3,327	3,503	3,456	3,797	3,867	+70 / +1.8	342	4,042
福島県	41,700	8.19	41,600	7.94	3,833	3,747	3,808	4,010	4,133	4,314	+181 / +4.4	342	4,042
茨城県	39,500	8.00	39,500	8.00	4,226	4,173	4,484	4,498	4,704	5,103	+399 / +8.5	325	3,975
栃木県	43,200	8.54	43,200	8.54	4,173	4,080	4,691	4,641	4,767	4,968	+201 / +4.2	358	4,283
群馬県	43,600	8.60	43,600	8.60	4,413	4,289	4,762	4,726	4,841	4,979	+138 / +2.9	358	4,325
埼玉県	42,070	8.34	41,700	7.86	6,322	5,977	6,270	6,179	6,179	6,168	-11 / -0.2	348	4,030
千葉県	40,400	7.93	41,000	7.89	5,470	5,496	5,537	5,622	5,977	6,050	+73 / +1.2	342	4,008
東京都	42,400	9.07	43,300	8.80	7,223	7,214	7,746	8,097	8,107	8,094	-13 / -0.2	358	4,367
神奈川県	43,429	8.66	41,600	8.25	7,348	7,081	7,430	7,507	7,649	7,416	-233 / -3.0	347	4,139
新潟県	35,300	7.15	36,900	7.40	3,666	3,595	3,626	3,501	3,566	3,832	+266 / +7.5	300	3,692
富山県	43,800	8.60	43,800	8.60	4,681	4,528	5,041	4,866	4,972	5,186	+214 / +4.3	358	4,333
石川県	47,520	9.33	47,520	9.33	5,067	4,897	5,310	5,148	5,288	5,487	+199 / +3.8	396	4,701
福井県	43,700	7.90	45,000	8.10	4,631	4,509	4,619	4,487	4,614	5,023	+409 / +8.9	375	4,233
山梨県	40,490	7.86	40,490	7.86	3,973	3,873	4,097	4,078	4,241	4,493	+252 / +5.9	337	3,979
長野県	40,907	8.30	40,907	8.30	3,919	3,957	4,213	4,465	4,670	4,783	+113 / +2.4	333	4,125
岐阜県	42,690	8.55	41,214	7.75	4,659	4,520	4,723	4,737	5,032	4,990	-42 / -0.8	342	3,975
静岡県	39,500	7.85	40,400	7.85	5,037	4,964	5,091	5,075	5,228	5,414	+186 / +3.6	333	3,967
愛知県	46,984	9.54	45,379	8.76	6,317	6,315	6,664	6,845	7,132	6,905	-227 / -3.2	375	4,442
三重県	43,870	9.06	42,965	8.86	4,196	4,100	4,461	4,786	5,163	5,091	-72 / -1.4	358	4,374
滋賀県	45,242	8.94	43,727	8.26	4,614	4,671	5,180	5,443	5,657	5,567	-90 / -1.6	364	4,231
京都府	48,220	9.61	47,890	9.39	6,016	5,953	6,190	6,076	6,250	6,327	+77 / +1.2	399	4,734
大阪府	51,649	10.41	51,491	9.90	6,574	6,639	6,999	6,887	6,783	6,752	-31 / -0.5	429	5,033
兵庫県	48,297	10.17	48,855	10.17	5,984	5,892	6,321	6,451	6,641	6,674	+33 / +0.5	407	5,002
奈良県	44,800	8.92	45,200	8.89	5,308	5,351	5,746	5,916	6,118	6,210	+92 / +1.5	375	4,475
和歌山県	44,177	8.93	45,812	8.80	4,305	4,146	4,264	4,251	4,367	4,554	+187 / +4.3	375	4,475
鳥取県	42,480	8.07	42,480	8.07	4,100	3,976	3,989	4,004	4,090	4,282	+192 / +4.7	350	4,117
島根県	45,840	9.28	43,440	8.25	3,668	3,630	4,006	3,955	4,304	4,229	-75 / -1.7	362	4,216
岡山県	49,200	9.87	46,600	9.17	4,827	4,926	5,166	5,136	5,594	5,373	-221 / -4.0	383	4,608
広島県	44,795	8.97	45,500	8.76	5,143	5,220	5,641	5,504	5,793	5,889	+96 / +1.7	379	4,451
山口県	52,390	10.52	52,444	10.28	5,531	5,341	5,621	5,715	5,901	5,975	+74 / +1.3	437	5,184
徳島県	52,913	10.98	52,913	10.34	3,830	3,970	4,479	4,517	4,912	4,951	+39 / +0.8	433	5,217
香川県	47,300	9.26	47,300	9.26	5,435	5,226	5,226	5,123	5,309	5,552	+243 / +4.6	392	4,667
愛媛県	46,308	9.16	46,374	8.78	4,273	4,101	4,458	4,417	4,538	4,616	+78 / +1.7	386	4,493
高知県	54,394	11.42	54,394	11.42	4,471	4,409	4,879	4,748	5,214	5,368	+154 / +3.0	450	5,592
福岡県	56,085	11.17	56,085	10.83	6,139	6,194	6,566	6,560	6,428	6,573	+145 / +2.3	467	5,495
佐賀県	51,800	9.88	51,800	9.88	4,566	4,466	4,742	4,706	4,831	5,013	+182 / +3.8	425	5,033
長崎県	46,800	8.80	45,800	8.67	4,215	4,124	4,326	4,396	4,424	4,524	+100 / +2.3	375	4,433
熊本県	47,900	9.26	47,900	9.26	4,287	4,299	4,394	4,249	4,294	4,482	+188 / +4.4	392	4,692
大分県	48,500	9.52	47,000	9.06	4,479	4,385	4,641	4,491	4,578	4,590	+12 / +0.3	392	4,600
宮崎県	48,400	9.08	48,400	9.08	3,765	3,558	3,893	4,028	4,105	4,231	+126 / +3.1	400	4,658
鹿児島県	51,500	9.97	50,500	9.57	3,782	3,684	3,917	4,001	4,249	4,320	+71 / +1.7	417	4,883
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80	4,450	4,590	4,884	5,026	5,320	5,644	+324 / +6.1	404	4,585

- 平均保険料額の算定に当たっては、平成31年度における保険料軽減特例の見直しの影響を考慮しているかは広域連合の判断による。
- 平成30・31年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成20・21年度から平成28・29年度までの被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出。
- 年金収入別保険料額の例（月額）については、単身世帯の保険料額である。
- 基礎年金受給者（年金収入78万円）については、均等割9割軽減に該当する。
- 厚生年金受給者の標準的な年金額（年金収入188万円）については、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）から老齢基礎年金（満額）1人分を引いて算出。均等割5割軽減に該当する。

(参考) 主な保険料変動要因

<被保険者均等割額・所得割率・平均保険料額の増加要因>

○ 一人当たり医療給付費の伸び

平成 30・31 年度被保険者一人当たり医療給付費(広域連合見込みによる全国平均)は年間約 87.3 万円であり、平成 28・29 年度の年間約 86.5 万円から約 0.9%増加する見込み。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に、算出している。

○ 後期高齢者負担率の変更

給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合(後期高齢者負担率)については、現役世代の人口の減少に伴う現役世代一人当たりの後期高齢者交付金の増加分を後期高齢者と現役世代とで折半して負担することとし、2年ごとに政令で定めることとしており、平成 30・31 年度は 11.18%(平成 28・29 年度 10.99%)となる。

<平均保険料額の増加要因>

○ 保険料軽減特例の見直し

平成 29 年度から所得割額や元被扶養者の保険料軽減特例を段階的に見直しており、平成 30 年度においては所得割額の軽減をなくし、一定の所得のある元被扶養者の均等割額を 7 割軽減から 5 割軽減と見直している。

<被保険者均等割額・所得割率・平均保険料額の減少要因>

○ 剰余金の活用

平成 28・29 年度の保険料率改定時における一人当たり医療給付費の見込み(年間約 88.6 万円)ほど、実績が伸びなかった(年間約 86.5 万円)こと等により、各広域連合において剰余金が発生し、計 2,192 億円の剰余金を保険料増加抑制に活用することを見込んでいる。

○ 財政安定化基金からの交付

各広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金(国、都道府県及び広域連合(保険料)が 3 分の 1 ずつ拠出)からの交付計 82 億円を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)附則第 14 条において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。